

投資協定／FTA 投資章の必要性について

(1) 企業にとっての投資協定/FTA投資章の重要性

昨年 12 月、日本の大手ゼネコン X 社が、アフリカ Y 国の高速道路公団との高速道路建設をめぐる契約トラブルによって、数千億円の代金回収に困っているとの報道がなされた。通常、こうした契約違反や不法行為による損害は、その国の国内法に従って当地の国内裁判所に救済を求めるのが原則である。しかし、有望な成長地域と目されるアジア・アフリカ諸国の中には、不合理な国内法を有する国や、法に根拠を持たない制度変更や行政措置が蔓延する国が存在する。通常、他国で損害を被った者を救済するかは、当地の法や行政の判断に服するため、投資を行った外国企業は圧倒的に不利な状況に置かれる。果たして、こうした国に投資を行い、当地での不当な扱いによって損害を被った外国企業は、泣き寝入りするしかないのだろうか。

ここで近年、注目されているのが、国際投資協定(International Investment Agreement)である。国際投資協定とは国家間の条約であり、主に、条約相手国における自国投資家及びその財産の保護を目的とするものをいう。先の事例において、仮に日本と Y 国の間で投資協定が締結されていれば、X 社は、Y 国の国内法を根拠に Y 国の裁判所に救済を求めることに加え、投資協定を根拠に Y 国政府の責任を追及することが可能となる。ここでのポイントは、こうした責任追及の場として投資仲裁という手続きが用意され、投資家が加害国政府を直接訴えることが認められているという点である。この投資仲裁が存在することによって、公正な基準(投資協定)だけでなく、中立・公平な判断者による判断が確保出来るようになった。

(2) 「投資協定」とは？－投資協定に期待できること

途上国で経済活動を展開するに当たって「投資協定」が有益であると述べたが、そもそも、「投資協定」はどのような事例に活用できるのであろうか？

先述した様に、投資協定とは、投資先国における自国の投資家及びその財産の保護を目的とする国家間の条約である。多くは二国間で結ばれているが、アセアン包括投資協定の様な地域的な多数国間条約も含め、現在、2800 以上存在する。投資協定は、自国投資家の投資後の保護等を目的とする「投資保護協定」と、投資保護に加えて投資規制自体を撤廃し、投資自由化を目指す「投資自由化協定」に分類できる。後者の代表例としては、「自由貿易協定(FTA)」に置かれた「投資章」を挙げることができるが、投資協定の大部分をなす二国間投資協定で自由化規定を含んでいるものは少ない上、現時点で実効的なものはほとんど無い。従って、既存の投資協定に期待すべきは、前者の、投資が行われた後の投資家等の保護である。

投資協定は国家間の条約である以上、本来その内容は各国が自由に決めることができるが、現状では、以下の内容を共通して備えることで固まりつつある。第一は、保護される「投資家」及び「投資財産」の定義規定である。投資協定の利益を享受することができるのは、この「投資家」、「投資財産」の定義に該当する場合に限定される。たとえば、日本マレーシア EPA では、「締約国の投資家」は、「締約国の自然人又は企業」とされ(第 74 条 3(f))、「締約国の企業」は、「営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれかが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体」と幅広く定義されている(第 74 条 3(b))。投資協定の保護を受けるためには、まずこの「投資家」及び「投資財産」の定義に該当することを証明しなければならず、実際のケースとして、この点が争われた事件も存在する。この定義該当性をクリアすることは協定利用の際の第一の課題である。

第二は、投資家とその財産の待遇に関する規定である。具体的には、投資受入国が、相手国の投資家及びその財産を、自国の投資家・投資財産と同等に扱うことを約束する「内国民待遇義務」や、第

三国の投資家・投資財産と同等に扱うことを約束する「最恵国待遇義務」、「公正かつ衡平な待遇」を与える義務がある。また、その他に、外国人財産を国家が取り上げる「収用」について一定の補償を義務付ける規定や、投資協定の中で、投資受入国が投資家や投資財産に対して契約等に由来する義務を負った場合に当該義務を遵守する旨の規定を置くこともある。

そして最後に、紛争処理手続きに関する規定が存在する。投資協定の紛争処理手続きの目玉は、なんと言っても投資家が受入国を直接訴えることのできる投資仲裁である。たとえば、投資家は、受入国の投資協定違反によって損害を被ったと判断すれば、投資紛争解決センター(ICSID)をはじめとする仲裁機関に訴え、仲裁人による判断を求めることができる。これまで、外国人投資家が受入国で損害を被った場合には、本国政府に助けを求めなければならず、救済は全く保障されていなかった。この点、外国人投資家が受入国を直接訴えるという手続きは、投資協定ならではであり、画期的な規定といえる。

経済産業省のホームページによれば、こうした投資協定は次の様な場合に活用するという。

- ① A国にある米国企業の子会社が、A国某州の水道サービスを落札。しかし、州政府は契約を履行せず、水道料金の引上阻止などをおこなったため、子会社は破産。州政府は契約不履行を理由に契約を解除した。これに対し、仲裁廷は、A国の投資協定違反を認めた。
- ② キプロス企業の設立したB国法人が、政府機関と空港拡張工事及び運営の請負契約を締結。しかし、工事終了後、B国政府の政策変更により、契約は無効とされ、政府の指定した別法人が運営の請負者となった。仲裁廷は、B国政府の措置を収用と認定し、賠償支払いを命じた。
- ③ C国の国営企業と電力購入契約を締結して電力供給を行っていたC国企業の株式を、米国企業が取得し子会社とした。その後、C国の国営企業が解散し、その権利義務を継承したC国政府が電力代金の支払いを拒否。仲裁廷は、C国政府の電力購入契約の不履行を投資協定違反と認定。

投資協定が、海外直接投資に付き纏うこうしたリスクに対処する手段となり得るのであれば、これを利用しない手はないであろう。こうした観点から、投資協定／FTA投資章は海外展開を図る日本企業にとって極めて重要な協定と言うことが出来る。